

保稅業務検査の概要 (役員向け研修)



平成30年4月

名古屋税関 監視部保稅検査第1部門

本日の説明内容

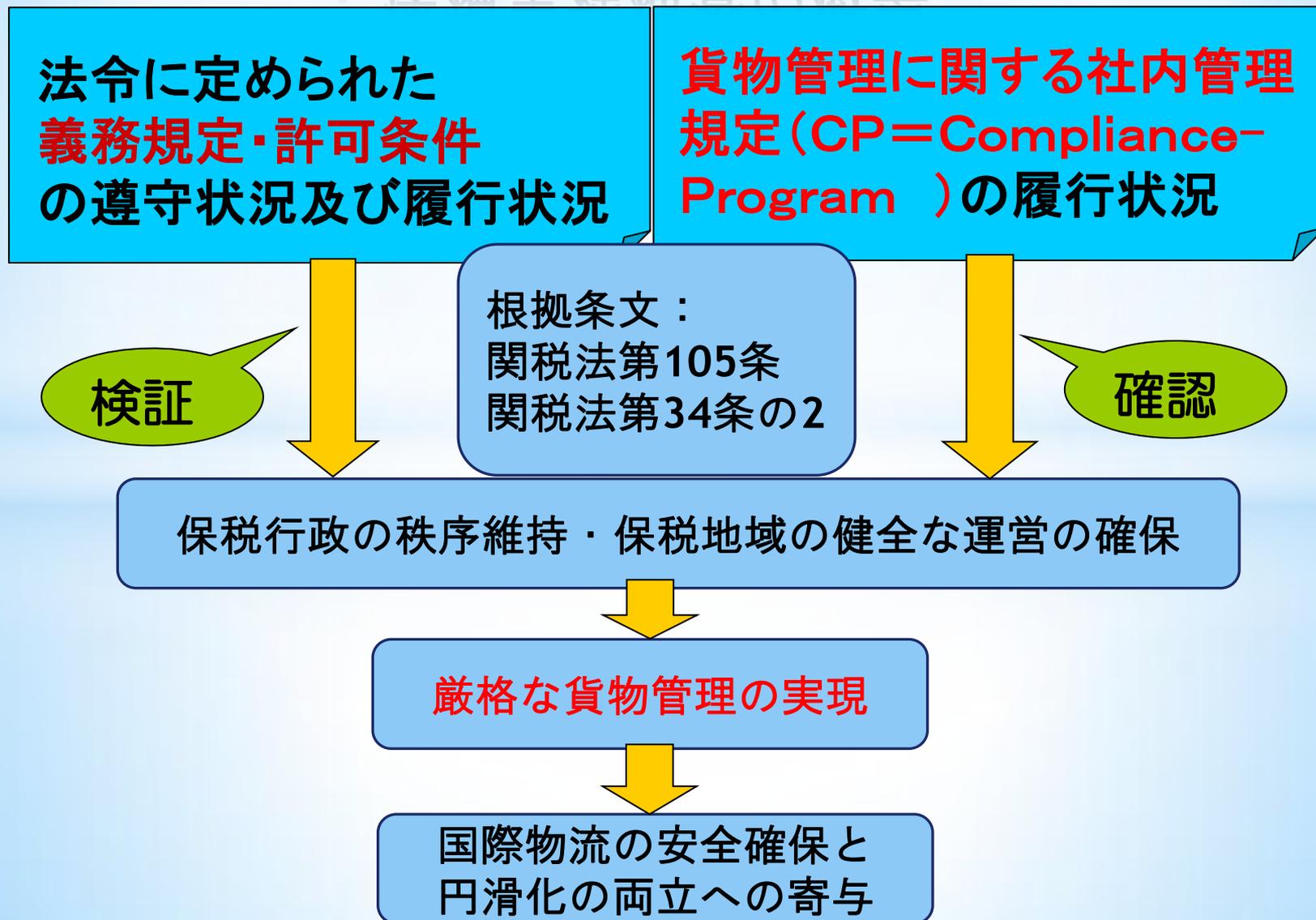


1. 保税業務検査の概要

2. 非違の概要

3. 非違事例【誤搬出】

1. 保税業務検査の概要



1.保稅業務検査の概要

保稅蔵置場における関連法令

- (1) 外国貨物を置く場所の制限（関税法第30条）
- (2) 見本の一時持出（関税法第32条）
- (3) 外国貨物の廃棄（関税法第34条）
- (4) 記帳義務（関税法第34条の2）
- (5) 貨物の取り扱い（関税法第40条）
- (6) 蔵入承認（関税法第43条の3第1項）
- (7) 貨物の収容能力の増減、工事等（関税法第44条第1項）
- (8) 貨物が亡失した場合の届出（関税法第45条第3項）
- (9) 休業又は廃業の届出（関税法第46条）

1.保稅業務検査の概要

保稅蔵置場の許可に付する条件

(関稅法施行令第35条第3項、関稅法基本通達42-11)

- (1) 蔵置貨物の種類の変更⇒あらかじめ税関長への届出
- (2) 名称・所在地・主要な従業者の変更⇒遅滞なく税関長への届出
- (3) 蔵置貨物に関する帳簿⇒2年間の保存
- (4) 許可の要件に該当した⇒届出 (関稅法第43条第3項から第7項)
- (5) 蔵入れ貨物のみ置く施設⇒あらかじめの蔵入れ承認
- (6) 内部監査人による評価・監査
⇒原則、毎年実施、その結果を税関に提出
- (7) 貨物の亡失、外国貨物の保全を図る措置を講じること。

1. 保税業務検査の概要

検査方法 (1)

検査蔵置場等の事前把握事項

- ・ 過去の検査状況・提出済の書類の確認(各種許可・承認・届出等)
- ・ 同様の貨物を扱う蔵置場等との比較(見本の一時持ち出し・貨物の取扱)
- ・ 提出済のCP等の確認

1.保稅業務検査の概要

検査方法 (2)

検査蔵置場等の現場検査で把握する事項

- ・ 貨物管理責任者・担当者等からの聞き取り調査
- ・ 保稅台帳の記載事項等の確認
- ・ 長期在庫貨物等の在庫確認
- ・ 貨物管理状況の確認(区分蔵置・さし札等)
- ・ 蔵置場等の範囲の現場確認
- ・ 貨物の保全措置の現場確認
- ・ 工事箇所等の現場確認
- ・ 従業員等に対する管理能力の把握確認
- ・ その他

1. 保税業務検査の概要

具体的な確認事項 (1)

- ・ 社内管理責任体制の状況確認
- ・ 貨物管理手続き等の確認
 - 搬入・搬出の管理状況
 - 蔵置管理状況
 - 貨物取扱等の状況
 - 記帳・記録等の保管状況
 - その他(顧客管理等)
- ・ 貨物の保全のための体制確認
- ・ 工事箇所等の現場確認
- ・ 税関への通報体制確認

1. 保稅業務検査の概要

具体的な確認事項 (2)

- ・ 教育訓練についての状況確認
 - 実施状況 (実施日・実施回数・実施内容)
 - 実施対象者 (役員・従業員及び委託先役員・従業員)
- ・ 評価・監査制度の実態及び実施状況確認
 - 実施状況 (毎年1回以上)
 - 結果報告 (税関への報告)
 - 結果についての改善策等の確認
- ・ その他の留意事項の確認
 - 懲戒規定の確認
 - その他必要事項

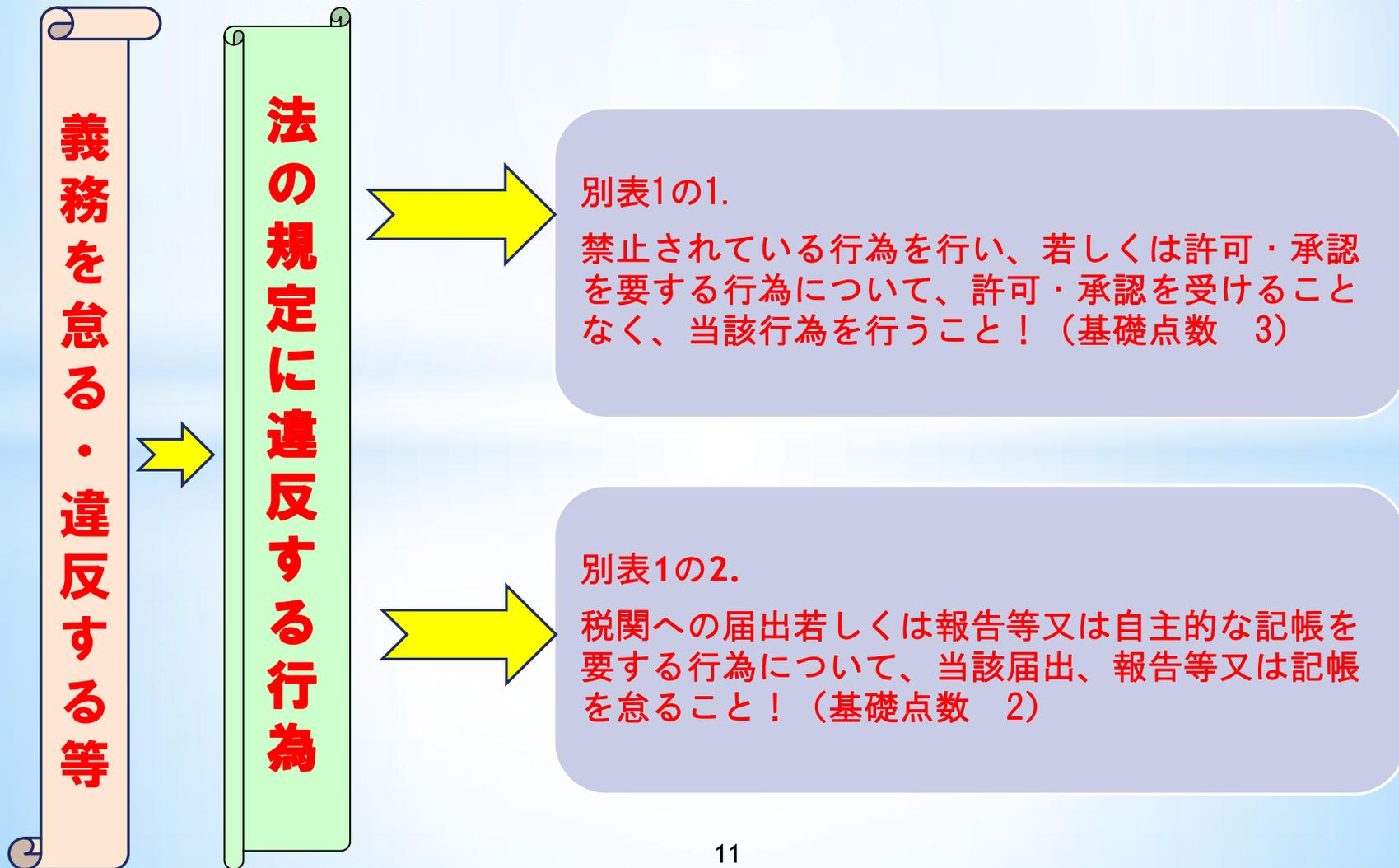
1. 保税業務検査の概要

検査結果の取扱

- ・ 保税業務検査結果を次回検査の参考資料とするため、各蔵置場等に対して評定を作成し管理している。
- ・ 過去の検査結果をもとに状況分析を行い、研修等の内容及び資料作成の参考としている。
- ・ 蔵置場等の保税業務検査の着眼点等の参考としている。

1. 保稅業務検査の概要

関稅關係基本通達48-1(保稅蔵置場に対する処分の基準等)



1. 保税業務検査の概要

教育訓練・内部監査の重要性と監査事項

- ・ 教育訓練とは

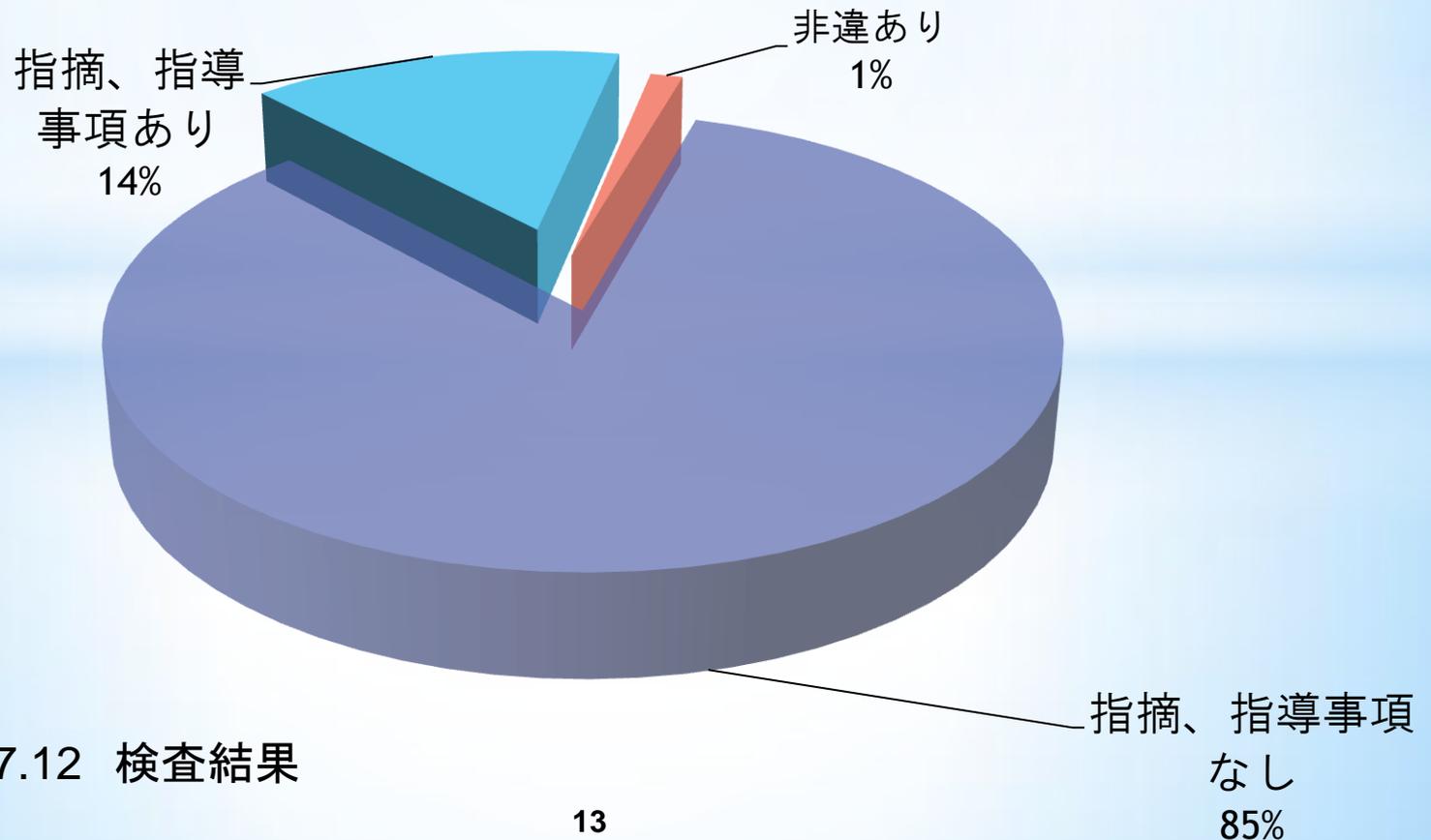
倉主等が法人である場合は、当該法人における**すべての役員及び従業員**に対して、**社内管理規定**の方針及び手続きを**理解**させ、**関係法令の遵守、税関周知事項の徹底**、社内管理規定における各人職務を明確に把握させる。

- ・ 内部監査とは

社内管理規定の**諸手続が厳格に遵守**され、かつ、**実施されている**ことを確認するため、内部監査人による定期的評価・監査制度を制定し、**社内管理規定の実行性の評価改善**のための勧告を行う。

2. 非違の概要

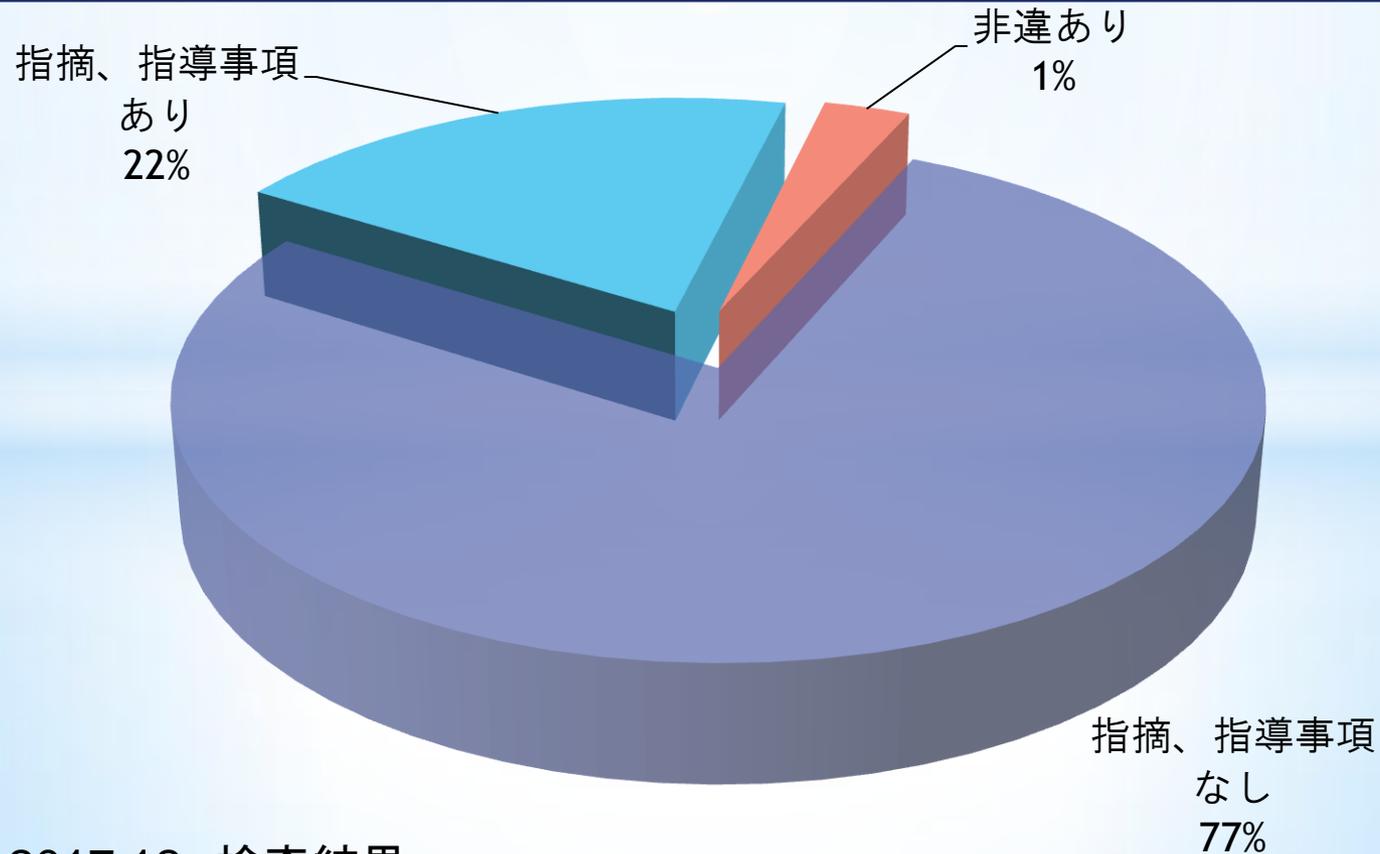
名古屋税関管内における保税業務検査結果



2017.1～2017.12 検査結果

2. 非違の概要

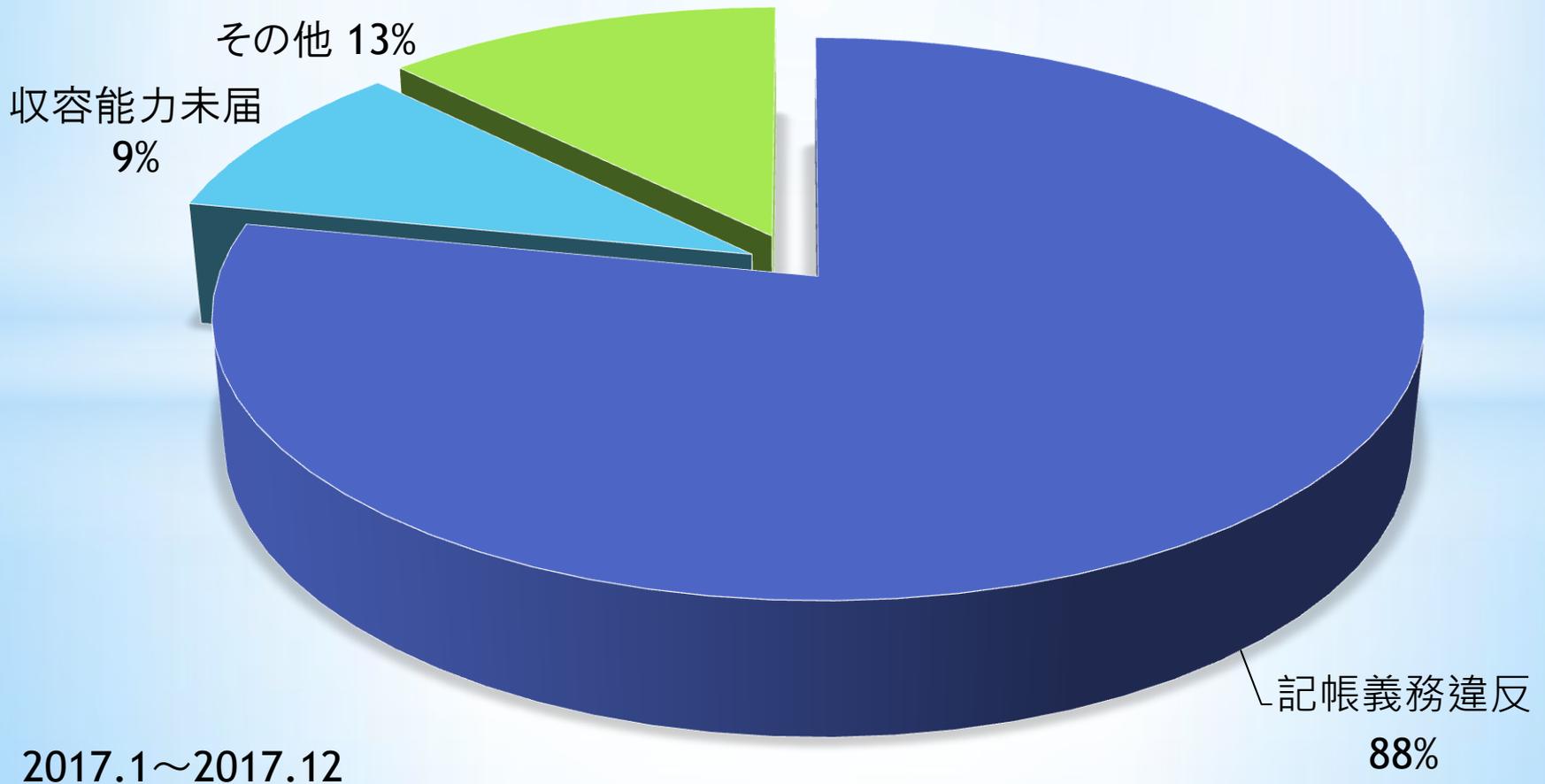
保稅検査第1部門における保稅業務検査結果



2017.1～2017.12 検査結果

2. 非違の概要

全国税関における非違概要 ~非違の態様~

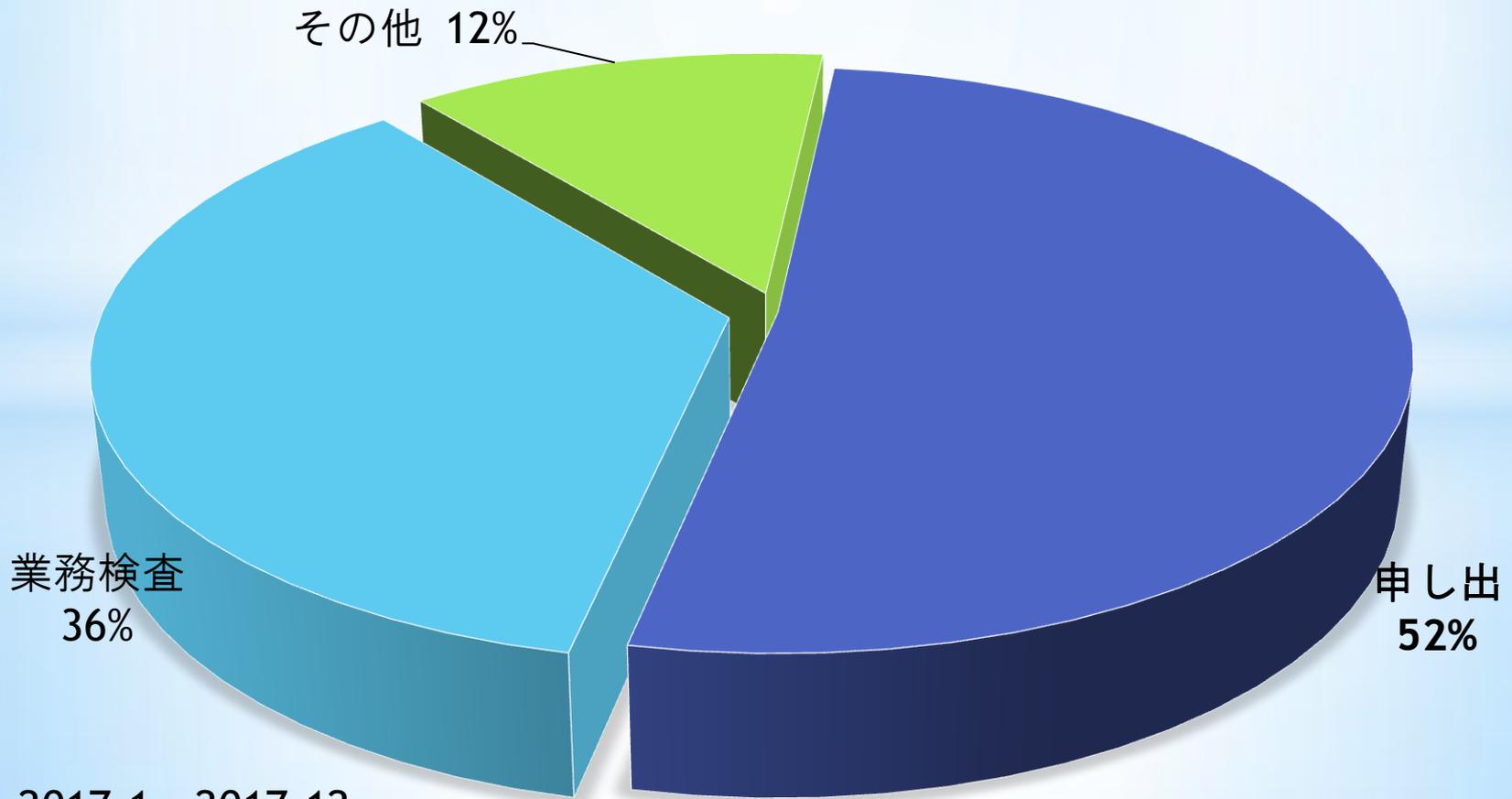


2017.1~2017.12

2. 非違の概要

全国税関における非違概要

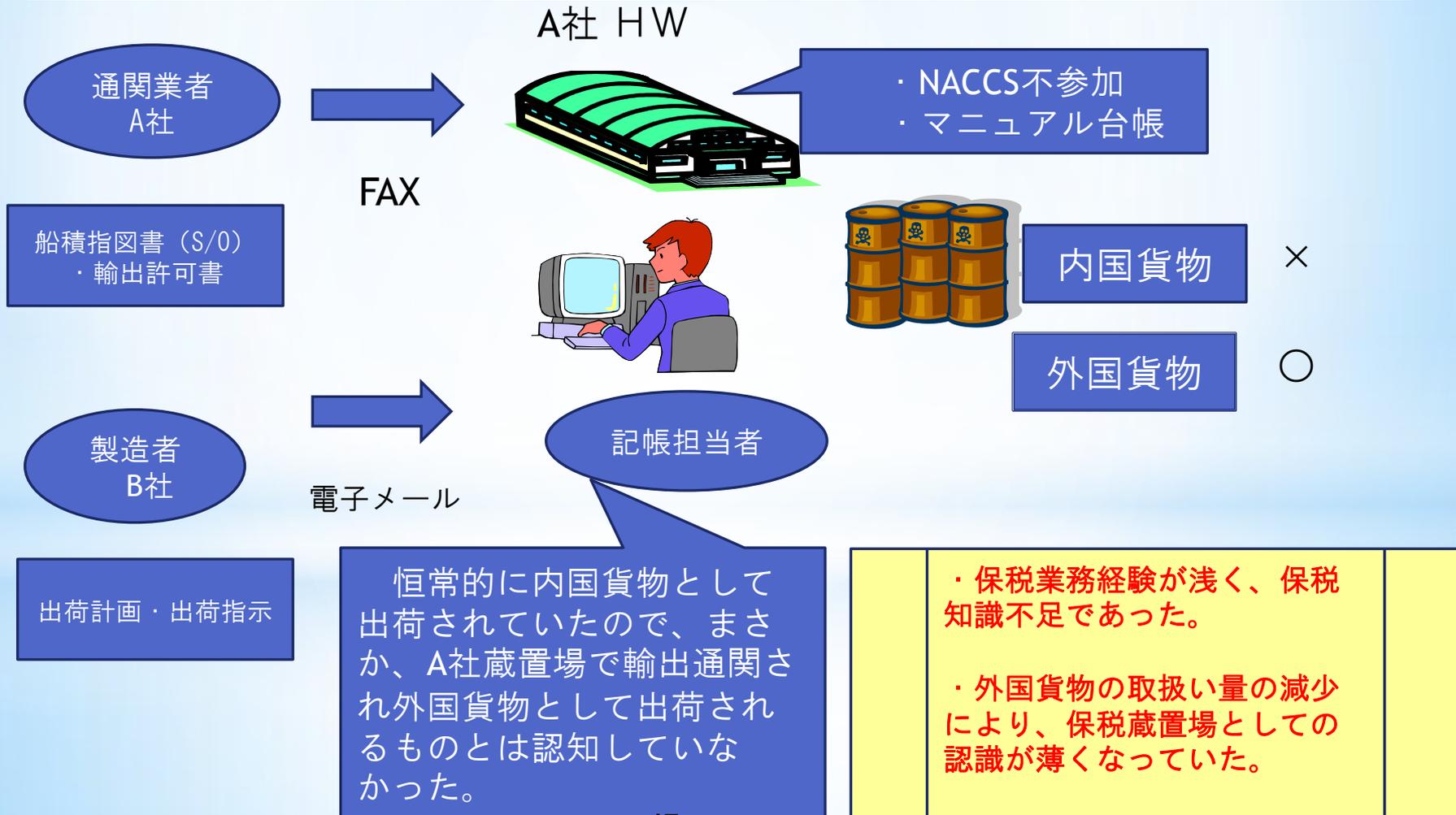
～非違の発見端緒～



2017.1~2017.12

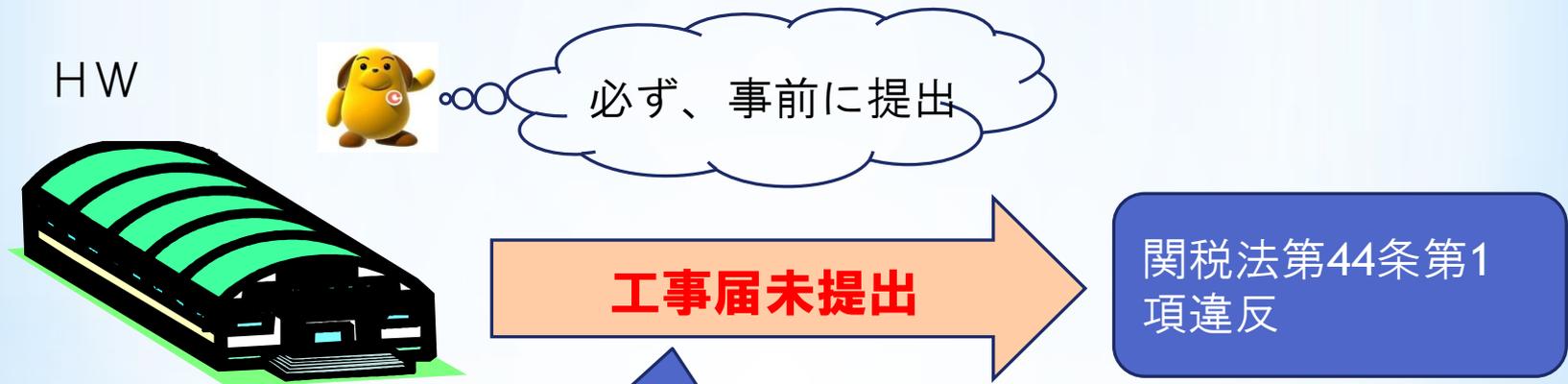
3. 非違事例 ～その1～

輸出貨物における保税台帳の未作成



3. 非違事例 ～その2～

工事届を提出することなく、保税蔵置場の工事を行った

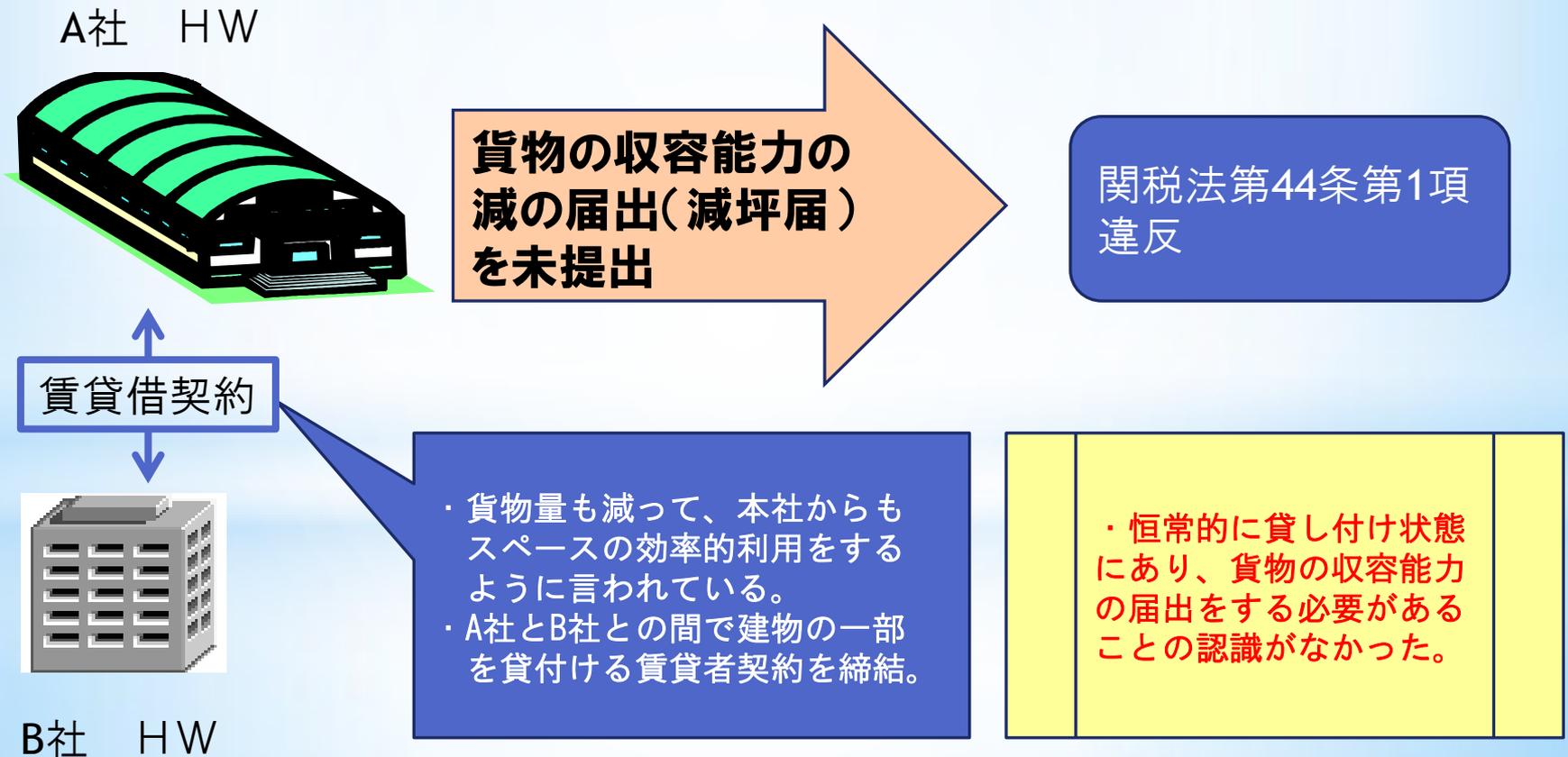


- ・ 老朽化した建屋の改修、構造物の設置
- ・ 周囲フェンスの改修
- ・ 冷凍倉庫の鉄扉の取換え
- ・ 加工機械、防犯カメラ、太陽光発電用パネル等の設備の設置

- ・ 軽微な工事と判断した。
- ・ 工事届を提出する業務の担当者が決まっていない。
- ・ 迷ったら、工事に着手する前、工事計画がある場合は、事前に保税担当部門に相談してください。

3. 非違事例 ～その3～

保税蔵置場の一部について賃貸借契約を結び、他社に貸し付けていた



保税業務における非違実績

(平成29年1月～平成29年12月)

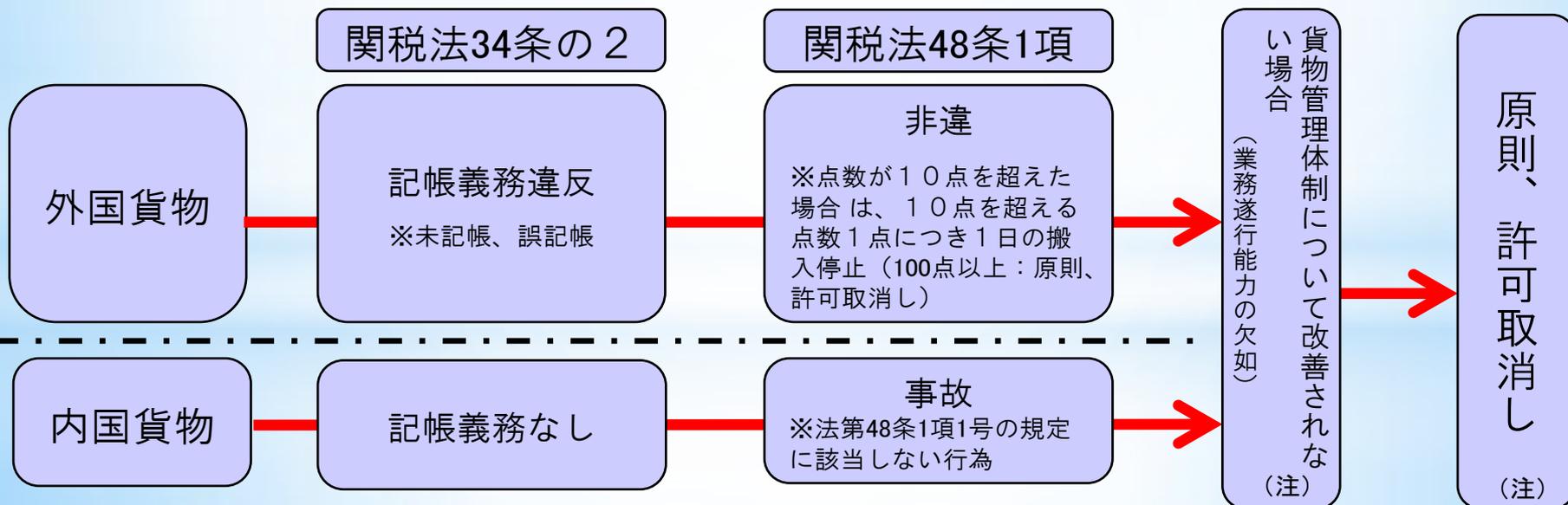
ポイント

- ・平成29年1月～平成29年12月までに全国で発生した非違件数は64件。そのうち9割弱が記帳義務に係る非違。
- ・記帳義務違反のうち誤搬出(輸入未許可貨物の「誤搬出」や輸出許可済貨物の積み残し等)に起因したものが約6割弱、未記帳が約3割、民間管理資料の取得漏れが約1割強となっている。

(※)民間管理資料の取得漏れとは、税関にNACCSの民間管理資料を保税台帳として保存することを届け出ているものであるため、取得漏れは『保税台帳の未記帳』による記帳義務違反となる。

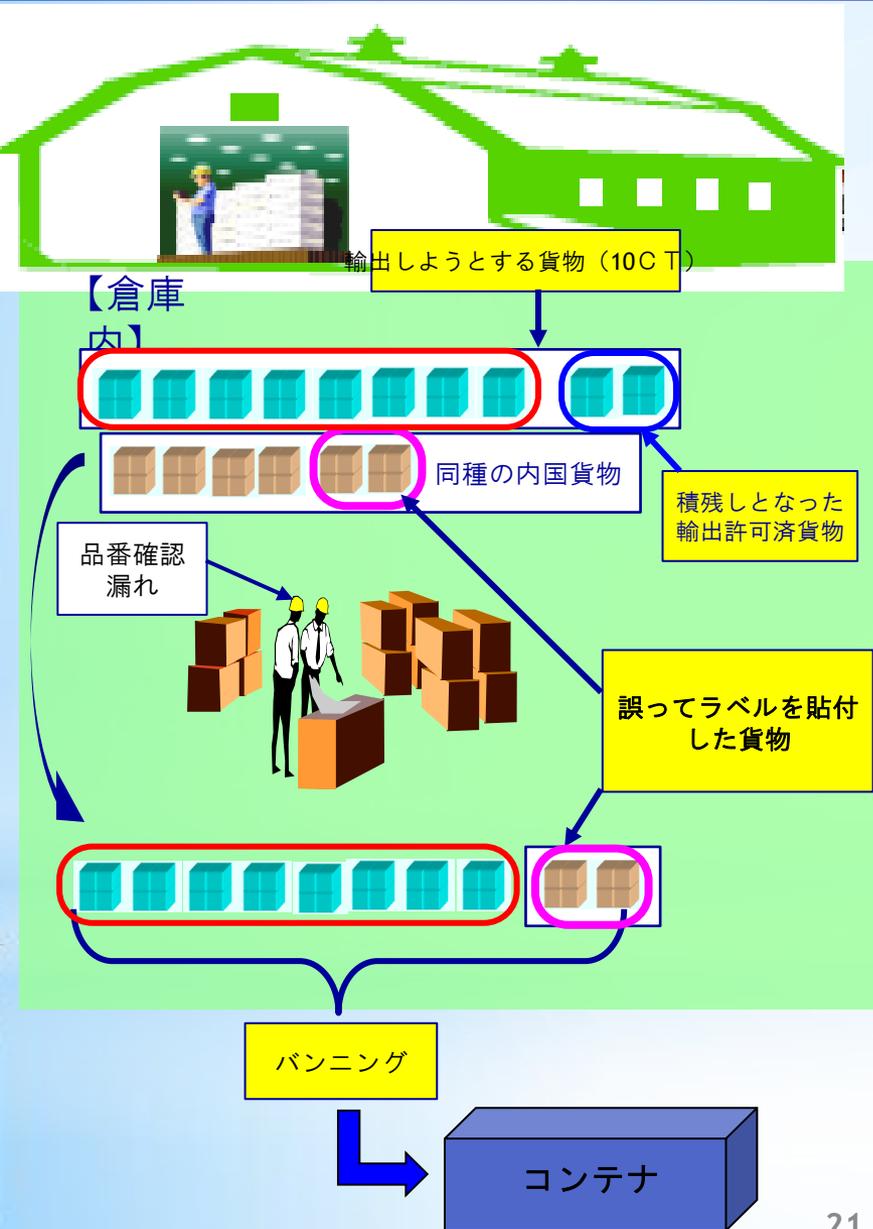
- ・内国貨物を輸出許可済貨物とともに誤搬出した事故扱い事例も散見される。

倉主の過失により貨物を誤搬出した場合の考え方



(注) 貨物管理について、今後、改善が見込まれる等、許可を取り消すことが適当でないと税関長が判断した場合は、改善に要する日数等を勸案した上で、搬入停止処分。

外国貨物の誤搬出に係る非違事例 ①



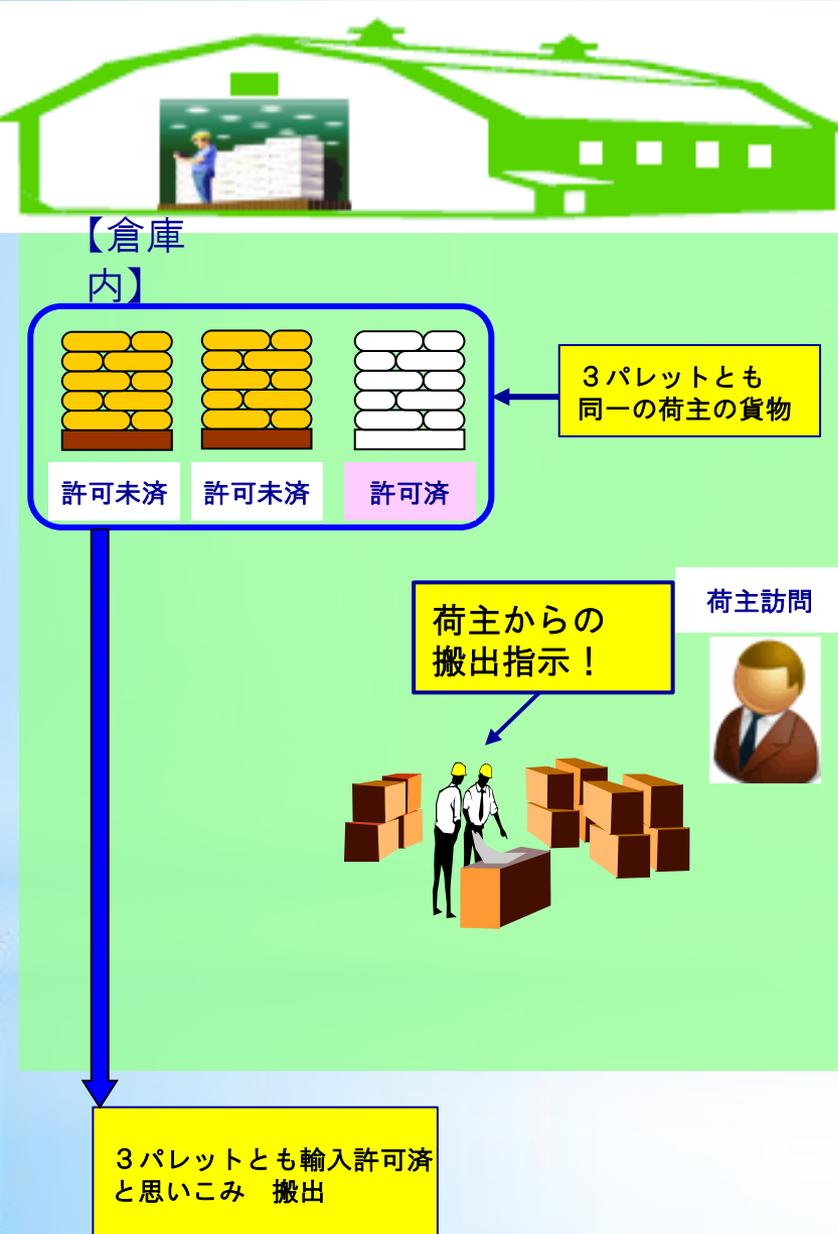
事例の概要)

- ① M国向けに輸出しようとする貨物10CTを保税蔵置場に搬入し、保税台帳に記帳した。
- ② 現場担当者が、品番の確認をせずに輸出用ラベル（以下「ラベル」という。）の貼付作業を行ったことから、当該貨物10CTの隣に蔵置されていた同種の内国貨物2CTに誤ってラベルを貼付してしまった。
- ③ その後、上記①で搬入した貨物について、輸出許可を受け、バンニングを行ったが、その際も、誤ってラベルを貼付した貨物に気付くことなく作業を終了し、蔵置場から搬出した。
- ④ 結果、誤ってラベルを貼付した輸出許可未済貨物2CTを誤搬出し、輸出許可を受けた2CTは積み残しとなった。
- ⑤ 保税台帳は、当初の輸出予定貨物について、輸出許可を受け、全量搬出と記帳された。

判定)

・輸出許可を受け、積み残しとなった2CTについては、搬出していないにもかかわらず、搬出の記帳をしたため、記帳義務違反となる。

外国貨物の誤搬出に係る非違事例 ②



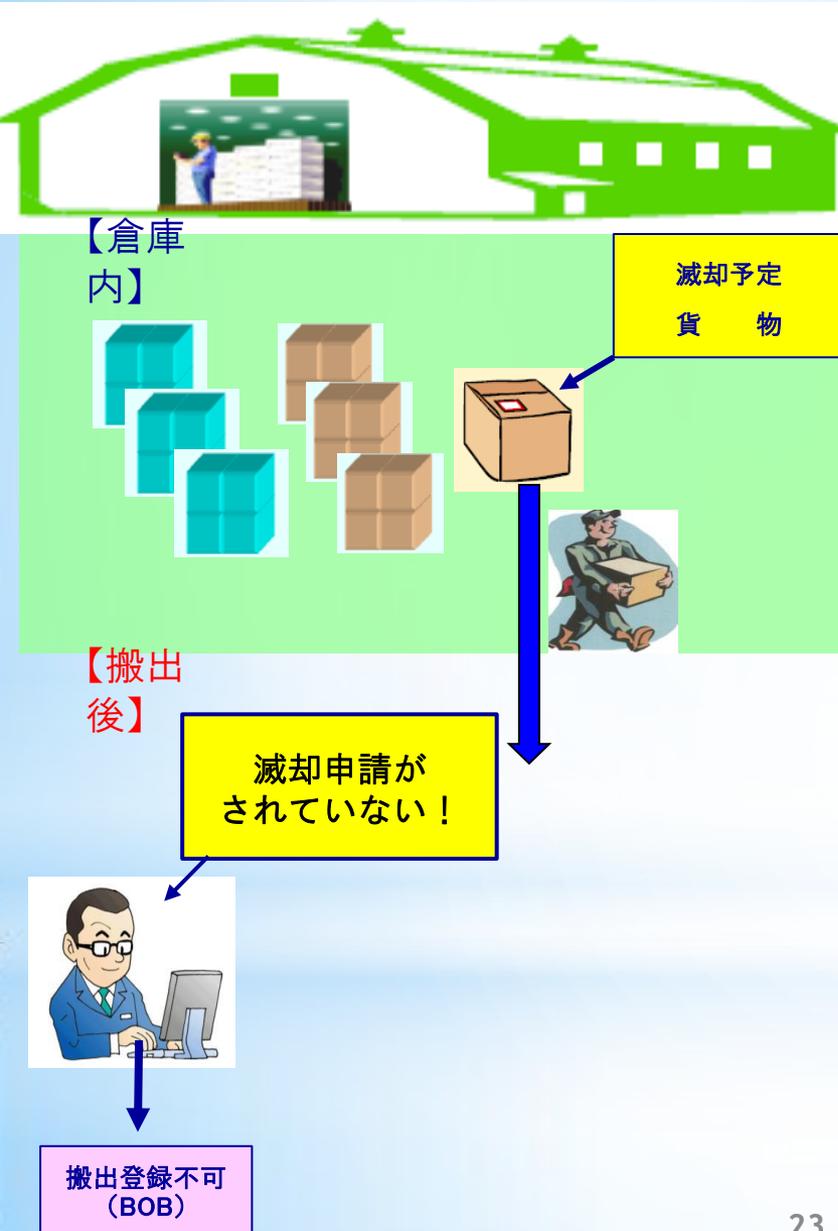
事例の概要)

- ① 輸入申告予定の外国貨物について、当該貨物の荷主が搬出の立会いを行うために、保税蔵置場を訪問した。
- ② 荷主は、現場担当者に、貨物の搬出を指示した。
- ③ 現場担当者は、荷主から搬出指示があった貨物全量については既に輸入許可済であると思い込み、輸入許可書との対査を行うことなく、輸入許可済貨物とともに輸入未許可貨物についても、搬出したもの。

判定)

- ・ 輸入未許可貨物（外国貨物）に係る搬出の記帳がないため、記帳義務違反となる。

外国貨物の誤搬出に係る非違事例 ③



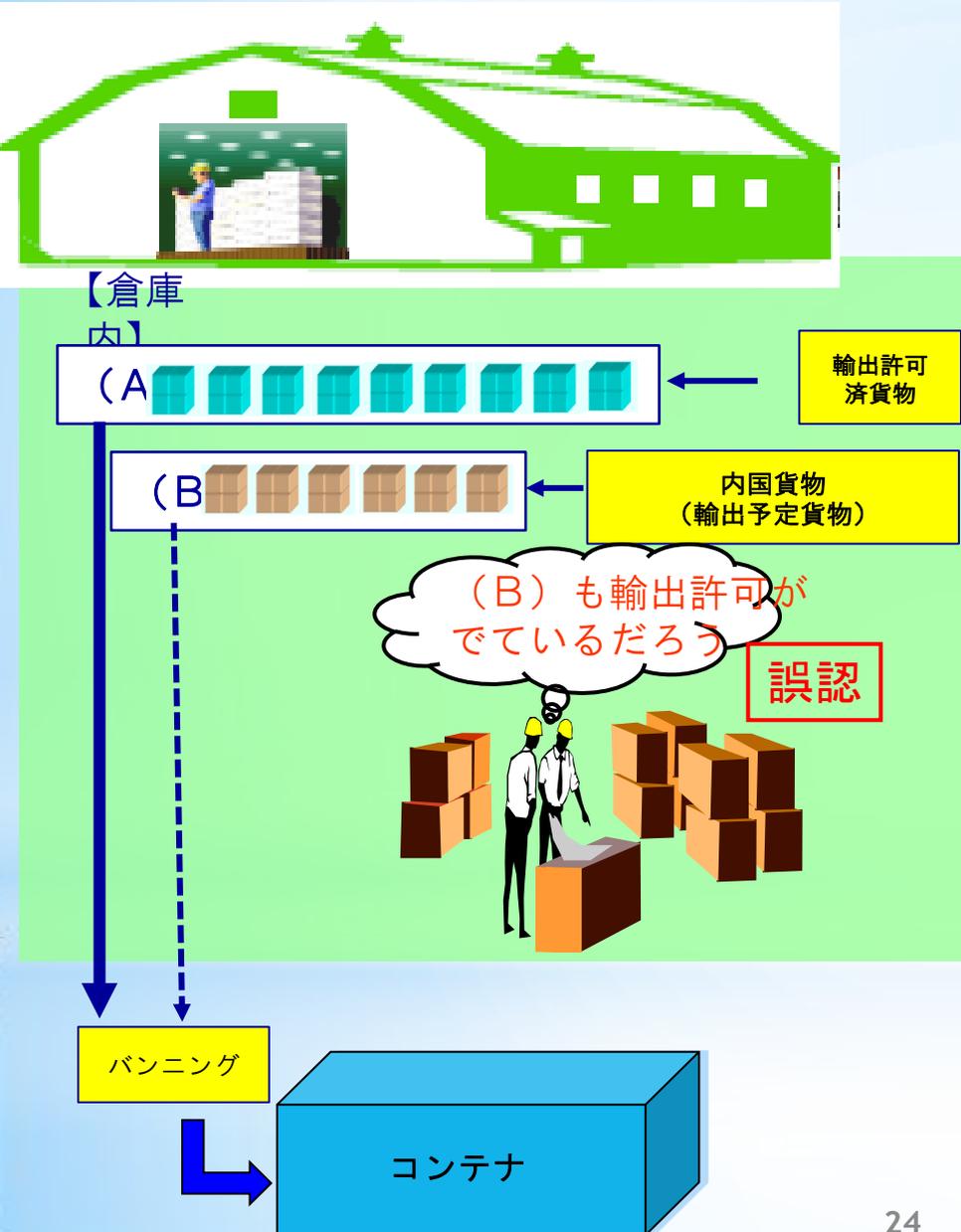
事例の概要)

- ① 通関担当者は、保税担当者に減却予定貨物があることから、当該貨物について搬出の準備をして欲しい旨の依頼をした。(ただし、この時点では減却承認申請は行われていない)
- ② 保税担当者は、この依頼を減却承認手続終了後の搬出指示と思い込み、減却承認書を確認することなく、現場担当者に減却予定貨物の搬出を指示し、現場担当者は、指示に基づき当該貨物を搬出した。
- ③ 搬出後、保税担当者がNACCSに搬出登録をしようとしたところ、搬出の登録ができなかった。調査した結果、当該貨物に係る減却承認手続が未済のまま搬出されていたことが判明した。

判定)

- ・外国貨物の搬出の記帳がないため、記帳義務違反となる。

内国貨物の誤搬出に係る事例



事例の概要)

- ① 保税蔵置場の現場担当者は、輸出許可済貨物 (A) をバンニングした。
- ② 貨物 (B) は、(A) と同じ仕向地へ輸出する予定であったため、現場担当者は貨物 (B) についても、既に輸出許可を受けていると思い込み、(A) のバンニング終了後、同じコンテナに貨物 (B) もバンニングして搬出した。
- ③ 本事案では、貨物 (A) の搬出及び記帳は適正に行われたが、輸出許可未済貨物である貨物 (B) を誤搬出したもの。

判定)

- ・ 内国貨物(輸出予定貨物)を誤って海外へ送り出した場合には、誤搬出による記帳義務違反にはならないが、同様な事案が頻発する場合、業務遂行能力の欠如として、関税法第48条第1項第2号処分となる可能性がある。

誤搬出防止へ ①

- 誤搬出のほとんどは輸出許可書等の搬出関係書類と現物の対査確認を怠ったことが原因。
- その他は、作業を一時中断した際に貨物を移動した、または担当者間の連絡忘れといった単純ミスが原因。

➤ 誰にでもミスをする可能性はあります。保税業務も例外ではありません。

▼ 知識不足 ▼ 思い込み ▼ 引継不十分 ▼ 連絡ミス・連絡不足

➤ 非違の発生は、基本動作の不徹底が最大の要因です。

➤ 誤搬出を生じさせるような貨物管理体制が改善されないときは、搬入停止又は許可取り消し処分となる。

※ 今回説明した誤搬出の考え方、事例については、倉主の過失によるものであるが、誤搬出が故意に行われた場合には、関税法第111条違反（無許可輸入又は無許可輸出）に問われることがあります。

非違の防止のためには、

- 貨物管理の「かなめ」である「貨物管理責任者」が、搬入・蔵置・搬出等の段階において、適切かつ確実に関与することが大事。
- 充実した社内研修・教育を継続的に行うことが有効。
- 厳正な内部監査の実施が重要。

非違（法の規定に違反する行為）の“ゼロ”を目指し、今一度、貨物管理に関する基本動作の徹底をお願いします。

ご清聴ありがとうございました！



END